

2. 資金管理業務の実施状況

(1) リサイクル料金・預託金の概要

①リサイクル料金について

自動車リサイクル法第73条では、自動車所有者はフロン類料金／エアバッグ類料金／ASR料金／情報管理料金／資金管理料金をリサイクル料金として負担することを義務付けています。このうち、フロン類料金／エアバッグ類料金／ASR料金は自動車メーカー等が料金を設定し、情報管理料金と資金管理料金は、それぞれ指定法人である情報管理センターと資金管理法人が料金を設定しています。

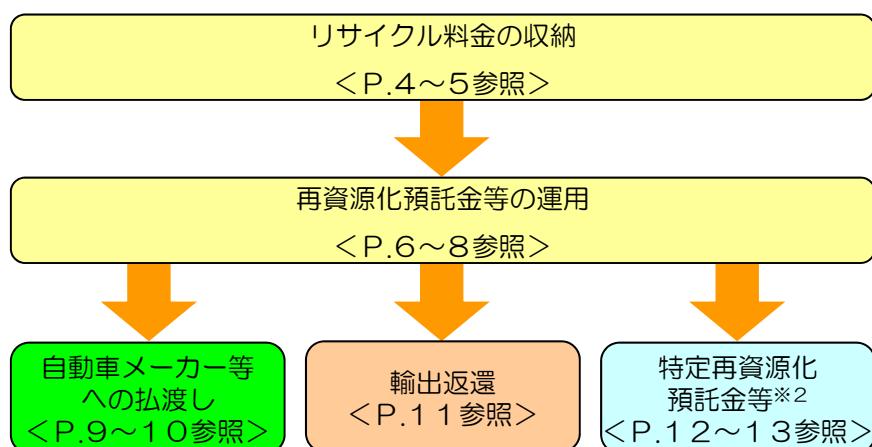
また、同法ではフロン類料金／エアバッグ類料金／ASR料金を合わせて『再資源化等預託金』と定義し、さらに情報管理料金を加えたものを『再資源化預託金等』と定義して、対象車両が使用済自動車として処理されるまで資金管理法人にて管理・運用されます。



※1 資金管理料金は、リサイクル料金の徴収・管理等に要する費用に充てられるため、『再資源化預託金等』としては運用されません。

②お金の流れ

資金管理法人では、以下の流れでお金の収納・運用を行っており、最終的に払渡し等を行っています。



※2 『特定再資源化預託金等』とは、自動車リサイクル法第98条にて定義された自動車メーカーへの払渡しや中古車輸出に伴う返還が行われない再資源化預託金等のことを指し、その使途についても同条で定められています。